

産業廃棄物処理業の事業の範囲を記載した書類

1 事業の区分 (次のいずれかに○印等を記載すること。)				
収集運搬 (下欄のどちらかに○印)		中間処理 (中間処理の場合は、下欄に処理方法を記載)		最終処分
積替え・保管を (含む・含まない)				
2 産業廃棄物の種類 (許可申請する産業廃棄物についてのみ○印を付けること。)				
産業廃棄物の種類		新規 現行	変更 追加	備考
1 燃え殻 (判定基準に適合しない)	●廃プリント配線板 : OA機器等に含まれる、鉛を含むはんだが使用されているもので、金属くずとの混合物。			
2 汚泥 (判定基準に適合しないも)		<input type="radio"/>	(含水率 85%以下に限る。 該当 • 非該当)	
3 廃油				
4 廃酸				
5 廃アルカリ				
6 廃プラスチック類	●廃容器包装 : ペットボトル等の有機物の付着・混入した容器・包装。	<input type="radio"/>		収集運搬する汚泥の含水率が 85%以下に限る場合は、該当に○印をつけてください。(収集運搬する汚泥の含水率が 85%を超える場合は、非該当に○印をつけてください。)
廃プリント配線板	●自動車等破碎物 : 自動車をプレスし、更にシュレッダー(破碎機)にかけたもので、金属くず、ガラスくずとの混合物。	<input type="radio"/>		
廃容器包装				
自動車等破碎物				
7 紙くず		<input type="radio"/>		
8 木くず				
9 繊維くず				
10 動植物性残さ				
11 動物系固形不要物				
12 ゴムくず				
13 金属くず	●鉛蓄電池の電極 : 自動車のバッテリー等に使用されている電極。 ●廃容器包装 : 空缶、ペンキ缶等の有機物の付着・混入した容器・包装。	<input type="radio"/>		
廃プリント配線板		<input type="radio"/>		
鉛蓄電池の電極				
鉛製の管又は板				
廃容器包装				
自動車等破碎物				
14 ガラスくず、コンクリートくず は除去に伴って生じたものを除	●廃ブラウン管 : パソコン等のモニターに使用されるブラウン管。 ●廃石膏ボード : 家屋等に使われている石膏ボードで、紙が付着しているもの。 ●廃容器包装 : 空瓶等の有機物の付着・混入した容器・包装。	<input type="radio"/>		建物の解体等から排出される産業廃棄物を取り扱う場合で、石綿含有産業廃棄物を含む場合は○印をつけてください。
廃ブラウン管		<input type="radio"/>		
廃石膏ボード				
廃容器包装				
自動車等破碎物				
15 鉛さい				
16 がれき類				
17 動物のふん尿				
18 動物の死体				
19 ばいじん (判定基準に適合しないものを除く。)				取り扱う産業廃棄物の種類の中に、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む場合は、○印をつけてください。
20 産業廃棄物処理物				
21 輸入された廃棄物				
上記のうち	石綿含有産業廃棄物を含む			6~9, 12~14, 16 に係るものに限る。
	水銀使用製品産業廃棄物を含む			
	水銀含有ばいじん等を含む			1, 2, 4, 5, 15, 19 に係るものに限る。

注 1 これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2 新規又は更新申請は、申請を行うもの又は現に許可を受けているものについて「新規現行」欄へ○印を付ける。

3 変更許可申請は、現に許可を受けているものについて「新規現行」欄に、追加申請するものについて「変更追加」欄に、それぞれ○印を付ける。

4 収集運搬は積替え保管を含む・含まない別に、処分業は処分方法別に、それぞれ別の用紙で作成する。

産業廃棄物処理業の事業の範囲を記載した書類				
1 事業の区分 (次のいずれかに○印等を記載すること。)				
収集運搬 (下欄のどちらかに○印)		中間処理 (中間処理の場合は、下欄に処理方法を記載)		最終処分
積替え・保管を (含む・含まない)				
2 産業廃棄物の種類 (許可申請する産業廃棄物についてのみ○印を付けること。)				
産業廃棄物の種類		新規 現行	変更 追加	備考
1 燃え殻 (判定基準に適合しないものを除く。)				
2 汚泥 (判定基準に適合しないものを除く。)				含水率85%以下に限る。該当・非該当
3 廃油				
4 廃酸				
5 廃アルカリ				
6 廃プラスチック類				
7 紙くず				
8 木くず				
9 繊維くず				
10 動植物性残さ				
11 動物系固形不要物				
12 ゴムくず				
13 金属くず				
14 ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず				
15 鉛さい				
16 がれき類	<input type="radio"/>			建物の解体等から排出される産業廃棄物を取り扱う場合で、石綿含有産業廃棄物を含む場合は○印をつけてください。
17 動物のふん尿				
18 動物の死体				
19 ばいじん (判定基準に適合しないものを除く。)				
20 産業廃棄物処理物				
21 輸入された廃棄物				
上記のうち	石綿含有産業廃棄物を含む	<input type="radio"/>		6~9, 12~14, 16に係るものに限る。
	水銀使用製品産業廃棄物を含む	<input type="radio"/>		
	水銀含有ばいじん等を含む	<input type="radio"/>		1, 2, 4, 5, 15, 19に係るものに限る。
注1 これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。				
2 新規又は更新申請は、申請を行うもの又は現に許可を受けているものについて「新規現行」欄へ○印を付ける。				
3 许可申請は、現に許可を受けているものについて「新規現行」欄に、追加申請するものについて「変更追加」欄に、それぞれ○印を付ける。				
4 収集運搬は積替え保管を含む・含まない別に、処分業は処分方法別に、それぞれ別の用紙で作成する。				